平成２３年（フ）第５４６号
京都府城陽市寺田垣内後23番地
債務者　上野　周俊
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５５４号
京都市伏見区向島吹田河原町83番地の６
債務者　内田　龍二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
広島県呉市広大新開１丁目２番20―405号
債務者　豊増　泰輔
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６２号
広島県呉市海岸１丁目８番３―414号
債務者　濱本　昌秀
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第８７０号
高知市薊野西町１丁目９番19号　コーポ銀河３Ｆ西
債務者　尾﨑　勝秀
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８７１号
高知市比島町２丁目３番34号　サンアース山富305
債務者　尾﨑　　稔
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１５４号
高知市春野町西畑1751番地
債務者　池上由紀子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６３号
高知市口細山224番地15
債務者　岡林　　良
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１号
大分市横塚１丁目６番33号　パルケ花水木101
債務者　内山　国裕
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６号
大分市大字片島879番地
債務者　井元美枝子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９３号
宮崎市田野町甲7626番地３、申立時の住所宮崎市田野町甲3121番地12
債務者　青出木明美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３３３号
宮崎市清武町加納甲3004番地130
債務者　宮脇　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２５号
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅109棟27号
債務者　緒方　　茂
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４６号
福井市町屋２丁目16番18号
債務者　杉田　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９１号
福井市二の宮４丁目９番15号　メゾンフルール302
債務者　庄田美津子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９号
福井市福２丁目1210番地　グリーンパーク21Ｃ―203
債務者　佐々木里恵
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
長野県上田市住吉258番地13
債務者　篠宮　栄一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
長野地方裁判所上田支部